

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究
平成19年度 分担研究報告書

分担研究者 山本 譲司

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

協力研究者

赤平 守	すぎなみ障害者生活支援コーディネートセンター	所長
阿部 美樹雄	知的障害者更生施設 町田福祉園	ゼネラルマネージャー
岩屋 文夫	社会福祉法人 訪問の家「集」	自立生活アシスタント
松本 一美	和歌山県福祉事業団事務局	企画事業班主査
森山 秀実	更生保護法人 東京実華道場	補導主任
川島 志保		弁護士
相原 佳子		弁護士

A．研究目的

「虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の現状」

B．研究方法

昨年に続き、行刑施設への参観を実施（「川越少年刑務所」・「播磨社会復帰促進センター」など）するとともに、罪を犯した知的障害者を受け入れている全国の福祉施設を訪問（社会福祉法人 北摂杉の子会「萩の杜」）し、現状を把握し課題を分析する。

また、触法障害者への先進的福祉政策を取り入れている、オーストラリア・ビクトリア州政府ヒューマンサービス省のスタッフとの意見交換を行い支援プログラムについて研究する。

知的障害のある人たちが被告人となった刑事裁判に積極的に関わり、彼ら彼女らの出所後の受け皿探しを行い、その実践活動の中で見えてきた福祉的・司法的課題を、具体的事例を挙げ研究する。

- (1) 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態
 - ・ 刑事裁判に関する支援（福祉支援者の立場から）
 - ・ オーストラリア・ビクトリア州における触法障害者への支援プログラムについての研究
- (2) みずき福祉会における事例と課題
 - ・ 施設としての支援体制
 - ・ 施設内における支援上の課題
 - ・ 地域移行に至るまでの課題

(3) 和歌山県福祉事業団の取り組み

- ・ 罪を犯した障害者に対する支援と入所授産施設の活用

(4) 更生保護施設の実践事例

- ・ 東京実華道場における実情
- ・ 更生保護施設の制度上の問題点（職員配置や予算面など）

(5) その他実践事例について

C. 研究結果

(1) 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態

・ 刑事裁判に関する支援事例 ～福祉支援者の立場から～

本研究で対象となる罪を犯した障害者は、刑事裁判において有罪判決を受けたものであり、「入り口」とも言える刑事裁判の段階から福祉関係者が関わることは重要なことであるので、裁判の支援事例を報告する。

【対象者の概略】

氏名、年齢、住所： IS 60歳 男性 市区在住
家族状況： 未婚 子供なし 両親死去 兄弟との交流なし
生活状況、職業： 単身生活、小規模作業所に通所
障害程度： 知的障害（軽度） 精神保健福祉手帳 2級
経済状況： 障害基礎年金（2級）生活保護受給 作業所工賃（月約2万円）

【生育暦】

中学校3年時、精神疾患を発症し入院（以後15年間）、この間家族との交流は薄れ、症状が改善して引き取りを拒否されたのが原因と思われる。入院中に知的障害の診断があり判定を受けていた。30歳で退院後は障害者施設（通勤寮）や生活保護法に基づく救護施設や更生施設を利用し地域での生活・就労に移行していった。地域生活への移行と比例し障害福祉との関係は徐々に途絶えるようになってきた。50歳で就労が困難となり精神障害者の作業所を利用する。しかし、その中で不適応があって知的障害としての支援という観点が明確となり、56歳の時から知的障害者としての福祉サービスを利用するようになった。

【経過】

本件前の刑事裁判

平成18月に簡易裁判所において窃盗（万引き行為）の罪で懲役1年、執行猶予3年の判決を受けた。これについては、度重なる万引き行為（主に食料品など）があり、検察も簡易の精神鑑定を行ったうえで、責任能力があると判断し在宅起訴を行った。

裁判では、福祉関係者が弁護側の情状証人として法廷に立ち、日頃の生活状況や今後の支援についてグループホームへの入居など見守りを厚くするよう取り組む旨を述べた。

被告人となった障害者自身も事実関係を認め、再び行わない旨の反省を述べた。初犯ということから裁判所は執行猶予を付け有罪判決とした。執行猶予を付けることで

再犯を抑止することを期待する一般的な判断をしたものと思われる。

判決以降、通所先作業所スタッフをはじめ福祉関係者が折りに触れ再び万引きを行えば執行猶予が取り消され刑務所に収監されることを繰り返し伝えた。

本件

上記判決後しばらくは落ち着いた生活を送っていたと思われたが、平成19年2月下旬に再び万引きで警察に捕まった。その際、福祉関係者が身柄引き受けに出向き本人自宅に連れ帰った。このことで執行猶予が直ちに取り消されるのではないかと思いつたが、特にその後何もなくて時間が過ぎてしまった。

6月上旬にまたも万引きで警察に捕まり、この時も身柄引き受けをして本人は自宅に戻ることが出来た。そのためか刑務所に収監されるとの本人への戒めることの効果が薄れてもきていた。

6月下旬、万引き行為で逮捕。身柄は警察に留置された。更に、検察へ送られ起訴され二度目となる刑事裁判を受けることとなった。

【裁判支援】

弁護人の選任について

福祉関係者の中で弁護士の知り合いに対し協力を要請。偶然にも同じ弁護士事務所に所属する別の弁護士が当番弁護士として警察で面会をしていた。そのため国選弁護人として継続して関わることの要請を行い、本人からの依頼もあって、国選弁護人との連携が円滑に運べた。以降、弁護人と福祉関係者で対応を協議した。

地域生活の困難さを確認

このように続けて犯行を繰り返す以上、単身での生活は困難であると判断し、現状に変わる生活スタイルとしては入所施設の利用があると考えた。そのため、まずは受け入れ可能な施設を探し、その上で再度の執行猶予判決を出してもらうように取り組むこととした。

受け入れを検討してくれる施設が見つかる

市内他区にある入所施設に対し状況説明をしたところ、受け入れに対し前向きな回答があった。裁判に向けて本人との面会、上申書の提出を行ってくれた。

本人への支援

警察での勾留が長期化したので、週に2回程度のペースで面会を続け、裁判に向けた準備状況の説明を行うとともに、本人の健康状態の確認を続けた。また、必要に応じて金品の差し入れ等も行った。

自宅の整理

勾留により生活保護の受給が停止となり、家賃が払うことが出来ず賃貸アパートの退去を余儀なくされた。そのため結果として帰る自宅がなくなることでもあってか施設入所に関する本人の同意は得やすかった。

なお、家財の処分に関してはストックスペースの関係もあって、限られた範囲の物（アルバムや手紙など）とし、本人に確認しながら福祉関係者が自宅の整理を行っていった。

【公判】

8月22日

簡易裁判所において第1回の公判が開かれた。弁護側の情状証人として日頃関わっている福祉関係者と受け入れの意向を示した入所施設の関係者が証言した。

日頃の状況を知る福祉関係者からは、知的障害の状況を実際の生活場面での評価や単

身生活での孤独さ、犯行動機が分からないこと（単純な生活困窮ではない） 前回裁判で執行猶予が出された後の対応などを述べた。また、入所施設関係者からは直ちに受け入れられる状況であること、これまでも反社会的行動をとる知的障害者への支援を行った経験や施設の専門性などが述べられた。

被告人質問が行われ、悪いことをやってしまったことへの反省は述べるが、具体的な動機や手口などについては不明朗になった。一方で、入所施設の利用については明確に利用する旨を述べた。

検察からは1年6月の求刑が出され、対し弁護人は再度の入所施設の受け入れ先もあり、再度の執行猶予を主張した。

9月5日

判決が出され懲役10月の実刑判決となった。

【控訴について】

控訴については、事実関係を争っていないことから原判決が変わる可能性が極めて考えにくく、また高裁審理に時間を要し、結果として出所時期が延びること。更に高裁審理に際して勾留場所が遠方になり面会にも限度がでる。それらを勘案して本人に対して、控訴をしないような助言を福祉関係者が説明を行った。本人も納得したものと思われた。しかし、控訴期限が過ぎたところで、弁護人より連絡があって、本人が控訴手続きをしていたことが判明した。そのため、本人に面会し控訴を取り下げるように再度助言した。数日後、面会したところ本人より控訴を取り下げたとのことであった。

【その他の支援】

今後、矯正施設に収監された場合に所在を福祉支援者に知らせるための親書の出し方を説明したものを差し入れを行った。

【今後の支援上の課題】

所在確認

出所後の生活を支える方向性は出ているものの本人との連絡を取る方法は、あくまで本人からの連絡を待つのみであり、どこにいるのか所在が分かば出所後の生活を見据えた支援体制を整え、円滑な受け入れにより隙間のない支援を行えるようにしたい。そのため、所在確認が重要になってくる。

出所が満期か仮釈放になるのか

頼るべき家族がいないため帰住先を入所施設として仮釈放が出されるかどうか不透明である。仮釈放の段階であれば本人も生活場所を入所施設として選択し契約も結びやすいと考えられる。

【本裁判から見えてきた課題】

裁判を受ける力があるかどうか

今回の裁判からも知的障害者受ける能力があるのかどうか確認する必要がある。前回裁判では検察が行った簡易鑑定で責任能力があるとの結果だった。しかし、裁判で使われる用語は難しく、公判で何がはなされていたのか本人自身も理解できていないと思われる。外国語を母国語としている刑事被告人であれば通訳が入る仕組みであり、知的障害者が刑事被告人となる場合においても審理内容等を本人に分かりやすく伝えるための方法が必要である。

福祉関係者が刑事裁判に関わる意義

本事例では頼るべき家族もおらず天涯孤独な人でもあり、福祉関係者が関わることで出所後の生活環境を設定し本人にも承諾を得ている。これによって再犯の可能性は相当軽減されたものと思われる。このように再犯を減らすためには、「入り口」ともいうべき裁判段階から関わり出所後の安定した生活があるという安心感を本人も抱くものとする。

執行猶予段階での関わり

今回の事例では先に執行猶予の判決が出ており、その段階で入所施設の利用を検討すべきではあった。ただ、そこに至らなかった理由には、契約に基づく施設利用は本人の同意が得られ難い。根気強く福祉関係者が本人を説得することが求められる。

また、裁判においても執行猶予と併せて保護観察の扱いを加えるなど現制度上も可能な方法を駆使することで、地域生活の安定を支援する体制を強化できるのではないかと考える。

(2) みずき福祉会における事例と課題

今年度、みずき福祉会で受け入れた起訴された知的障害者と医療少年院から受け入れた事例の報告ならびに相談を受けた事例の報告と活用の可能性のある制度について述べたい。

・「通勤寮入寮者が起こした刑事事件について」

(利用していた通勤寮施設長の東京都への報告書より)

1. 本人プロフィール

性別：男

生年月日：昭和 60 年 7 月 25 日 (当時 21 歳・現在 22 歳)

障害程度：愛の手帳 4 度 (IQ = 74 ; 平成 13 年)

脳性麻痺による下肢機能障害 5 級

障害基礎年金：1 級受給

実施機関：** 福祉事務所

家族：なし (両親は不明、祖父母は死亡)。里親との関係も今はない。

生育歴

- ・ ** 市で出生。実母は、病弱な祖父母宅に本児を置き去りにしたため、生後 2 ヶ月で県立 ** 乳児院に入所する。
- ・ 1 歳 6 ヶ月で当時養育家庭であった養父母宅に委託されて育つ。
- ・ 6 歳時、養父母が米国留学するため、本児を養子縁組し一緒に渡米する (小学校 6 年生まで)。
- ・ 知的ボーダーで小学校 5 年生から心障学級。家族や友人の金品の盗難や、火のいたずらをする等問題行動がある。
- ・ 6 年生時に帰国し、** の小学校 (特殊学級) に編入する。
- ・ 平成 11 年 4 月 ** 中学校入学。** 児相で判定 (IQ = 73)。
酪農家の知人宅に預けられ生活するが、同居下着やお金の盗み等があり、養父母宅への家庭引き取りとなる。
- ・ 平成 11 年 10 月 児相センターに一時保護される (養子縁組解消)。
- ・ 平成 12 年 3 月 ** 県 ** 学園に入所する。
- ・ 平成 12 年 7 月 都立 ** 学園に入所する。
- ・ 平成 13 年 3 月 都立 ** 福祉園に入所する。
- ・ 平成 13 年 4 月 都立 ** 養護学校中学部 3 年に編入する。
- ・ 平成 17 年 3 月 都立養護学校高等部を卒業する。

- ・平成 17 年 4 月 F(株)に就職する。
- ・平成 18 年 3 月 東京都 ** 通勤寮に入寮する。
- ・平成 18 年 4 月 自転車盗によ ** 警察署に補導される。
- ・平成 18 年 6 月 退職。
- ・平成 18 年 9 月 (株)J に就職する。

(パソコンによるデジタル写真の修正)

- ・平成 19 年 5 月 自転車盗により ** 警察署に補導される。
- ・平成 19 年 6 月 刑事事件を起こし逮捕される。

2. 犯行及び事件発覚日時ならびに状況

犯行日時・状況

平成 19 年 6 月 14 日(木)午後、** 駅で電車に乗ってきた女子高生(16 歳)に対して、隣の席に座り襟につけたバッジを示し暴力団員であるかのように装い、「死にたくなければ言うことをきけ」とカッターナイフで脅し(刃は出していない)、一時間にわたり体を触ったり、スカートをめくり携帯電話で写真を撮ったりする。その際、被害者の携帯電話の番号を自分が持っていた携帯電話に入力した。本人は携帯電話を所持しておらず、通勤寮外の友人(女性)に借りたものだった。電話の機能は解約されていたため使用不能だったが、写真を撮ったり入力したりすることはできた。この日は出勤途中で友人の女性と会った後、会社に電話をして休み、その後中央本線で ** まで行ったという。この後、何食わぬ顔でいつもと同じ時間(19:00)に帰寮する。職員には、会社を欠勤したことは伝えられていない。

事件発覚日時・状況

平成 19 年 6 月 15 日(金)朝、公衆電話から被害者の携帯電話に「今日また会おう」と留守電を入れた。被害者の母親がこのことを警察に通報し、警察は乗ってくると思われる電車を待ち、電車内で本人を発見し事実を確認した。本人も認めたため ** 駅で下車し、** 警察署に同行(逮捕)される。なお、この日は出勤したが早退し、中央本線に乗った。

3. 公判(8月13日)までの経過報告

6月15日(金) 東京都福祉保健局障害者施策推進部都立施設改革担当仁和副参事より、利用者が強制わいせつの疑いで ** 警察署に拘留されているので、至急、** 警察署と連絡をとり、状況報告をされたいとの連絡を受ける。その後、海谷都立施設改革担当係長からも同様の連絡を受ける。

** 警察署と連絡をとる。経過を簡単に伝えられ、必要な情報の提供を求められ、お伝えする(建物の構造、間取り等)。21:00 に ** 警察署刑事課・** 氏より電話がある。人を脅し強制わいせつをした罪で逮捕状が出され、逮捕し警察に留置した。今後送検され身柄も送致される可能性がある、という連絡を受ける。

6月16日(土) ** 地方裁判所より、10日間の拘留が認められた旨連絡を受ける。

6月17日(日) 毎日新聞朝刊地方版に記事が載る。

<電車内でナイフ、女子高生を触る ** 署・21歳逮捕>

** 署は 15 日、電車内で女子高生を脅しわいせつな行為をしたとして、東京都 ** 市会社員、** 容疑者(21)を強制わいせつ容疑で逮捕した。

調べでは、** 容疑者は 14 日午後、JR 中央線 ** 発 ** 行き上り普通電車内で、向

かい合わせになった4人掛けの座席に1人で座っていた女子高生(16)の隣に座り、カッターナイフを見せるなどして脅し高校生の太ももや胸をさわるなどわいせつな行為をした疑い。当時、同じ車両に乗客は2、3人しかいなかったという。

同日、高校生の家族から被害届を受けた同署員が、似顔絵や目撃情報などを基に捜査し、15日午後、中央線の下り普通電車内で**容疑者を発見した。容疑を認めており、同様の好意を繰り返していた可能性もあるとみて調べている。

- 6月18日(月) **警察署にて、捜査係**巡查部長より犯行状況等伺う。その後、本人と接見。
- 6月19日(火) **警察署に、本人の衣類等を届ける。その後、本人と接見。
- 6月20日(水) **区**総合福祉事務所に報告等行う。
- 6月21日(木) 法人理事の弁護士に今後の対応等相談依頼する。
出身施設の**福祉園施設長に連絡をとる。
出身校の**養護学校に事件概要を伝える。
- 6月23日(土) 15:20**警察署刑事課捜査主任巡查部長が来寮する。通勤寮建物全体外観と本人居室部分の外観を写真撮影し、後日、本人の居室内を家宅捜索することになる旨伝えられる。
- 6月26日(火) 17:00**警察署刑事課捜査主任より、本人の居室の家宅捜索を明日の午前に行いたいと電話がある。
- 6月27日(水) 9:15**警察署員が来寮する。本人立会いの上家宅捜索及び証拠品等を押収する。
法人関係の弁護士に相談する。

【家宅捜索】

- 9:15 **警察署捜査課来寮する。捜査主任ほか5名、及び本人。
- 9:30~10:30 家宅捜索令状に基づき、本人居室内の家宅捜索を行う。
本人の証言による証拠品の確認と押収が行われ、
1) 本人が6月14日に着ていた着衣
2) アダルトビデオ(19本)
3) アダルトDVD(8~9枚)
等が押収された。本人の確認のうえ、それぞれの証拠品と共に写真撮影された。なお、本人は手錠・捕縛されているため、利用者の目に触れないよう裏口の門から外階段で寮に出入りした。
- 7月2日(月) **警察署を訪問し、本人との接見を行う。接見後、捜査主任と話す。起訴は免れないと思われ、警察としては判断能力があるとの見解で、実刑も十分に考えられる。執行猶予がつくかどうかはなんとも言えない。今後の日程としては、20日間の拘留終了後に地検に送られ、裁判は8月になってしまうであろうとのこと。本人も裁判終了まで現在の**警察署に拘留されるようになると話された。
- 7月5日(木) 起訴される。
- 7月6日(金) 本人の職場の課長より連絡が入る。内容は、「本人の件について会社側で検討した結果、障害者雇用であることから解雇はできないので自主退職の形がベターであろうとの結論に達し、昨日人事課の部長が直接**警察署を訪問し、本人と接見し直接退職願を書いてもらった」ということ。

- 7月10日(火) 16:00 **地方検察庁**支部より、弁護人が決まったという電話が入り、弁護人の氏名・電話番号を伝えられる。
**弁護士(法律事務所)
- 7月11日(水) 16:20 **法律事務所**弁護士に連絡をとる。**弁護士もまだ弁護人を引き受けたばかりで、事件の詳細は把握されていないとのこと。本人の裁判に関して相談させていただきたい旨お願いし了解いただく。明日再度連絡し、日程等を調整することになる。
- 7月12日(木) 11:45 **区**総合福祉事務所に電話し、本人の弁護人が決まったこと、弁護人の氏名・連絡先等お伝えする。
17:00 **弁護士に電話する。裁判所から連絡が入り、裁判は8月13日(月)10:00から**地裁**支部にて行われることを伝えられる。
- 8月2日(木) **市内、法律事務所において、**弁護士と話し合いを持つ。

【内容】

被害弁償の申し出

- ・**弁護士より被害者の親権者(父親)宛に文書(8月2日付)で連絡し、本人から謝罪の意思表示として被害弁償(100万円)を提示する。8月10日まで相手からの連絡を待つことになる。
- ・被害者の住所・氏名・電話番号等一切知らせないで欲しいと言われている。

裁判について

- ・被害女子高生は、事件後5日間くらい学校に行けなくなってしまったということ。
- ・事件はかなり悪質だが、初犯なので執行猶予がつく可能性もある。しかし初犯とはいえ、18歳のときに同様の事件を起こしていたようで、このときは未成年ということで口頭注意のみで終わっている。
- ・執行猶予がつかなかったとき、収監中の本人のお金の管理をどこがしてくれるのか、刑期が終わったらどこで生活するのかということが大きな問題で、裁判所もそのことを気にするだろう。
- ・起訴事実は本人も認めているので、一回の裁判で結審するだろう。1~2週間くらいで判決が出るので、そのときも傍聴して欲しい。

毎日新聞の記事について

- ・記事を書いた記者が裁判の傍聴に来ることは十分に考えられる。その後の取り扱いは記者の判断なので、どうするかはわからない。

通勤寮の管理者責任について

- ・一般の人と同じように行動し、理解力も判断力もある人間がしたことであり、施設側の管理者責任は問われない。
- ・起訴状には知的障害者であるとか、通勤寮が社会福祉施設であるというようなことは述べられていないが、本人の住所は東京都**市東京都**通勤寮と書かれている。
- ・本人には現実感覚が希薄な面を感じる。自分のやったことはいけないことだと言うには言うが、本当にそう感じているのか感じ取れないところがある。

- 8月7日(火) 2:00 **区**総合福祉事務所と話し合いを持つ。
- 8月8日(水) 13:20 **弁護士より連絡が入る。被害者(及び家族)に対して申し出ていた100万円の被害弁償に対して、本日午前に、被告人の罪を許す(軽くする)ということであれば受け取りますという母親か

らの電話が入ったということ。

* * 弁護士の方から送金するということになっているので、14:00
本人の銀行口座より * * 弁護士の口座に 100 万円を振り込む。

8 月 13 日 (月) 公判当日。

4 . 公判記録

日時 平成 19 年 8 月 13 日 (月) 10:00 ~ 11:00

場所 * * 地方裁判所 * * 支部第一法廷

公判内容

罪状認否

- ・ 罪状 強制わいせつ罪
- ・ 認否 事実関係を認める

起訴状朗読

- ・ 事実経過の朗読
- ・ 18 歳から 19 歳の間に、刃物で脅すことはなかったが同様の事件を起こし、* * 福祉園の職員に厳重に注意されたということ。
- ・ 押収物の携帯電話で撮った写真の本人確認 認める。

弁護人質問

(質問に入る前に弁護人より、本日弁護人の手により被告から被害者に 100 万円の被害弁償が支払われた旨の報告がある。)

- ・ どうして触りたくなった? - (返答なし)
- ・ カッターナイフはいつももっているの? - はい。自分の身を守るため。
- ・ 刃は出さなかった? - はい。
- ・ 不良への憧れは前からあったの? - はい。
- ・ どうして憧れたの? - 強いから。
- ・ 脅されたほうの気持ちは考えなかったの? - はい。でも今はわかります。相手の気持ちを考えるようにする。

検察側質問

- ・ 2 人連れの乗客が乗ってきたがやめようと思わなかった? - はい。
- ・ 翌日かけた電話はどうして? - 会って謝るためです。
- ・ いつ謝ろうと思ったの? - 朝、謝らなくちゃいけないと思った。
- ・ 体に触るのにどうして脅したのか? - (返答なし)
- ・ 脅さないと体に触れられないから? - はい。
- ・ では、相手が嫌がるということを知っているね? - (返答なし)
- ・ 写真は自分で楽しむため? - はい。
- ・ 被害者の留守電に駅で待っていると入れていたね? - はい。
- ・ 謝りたいと思ったなら、留守電に謝りの言葉の一言でも入れておくはず。それはなかった。逮捕時には謝るためとは言ってなかったよね? - (返答なし)

裁判長感想

- ・ 相手の気持ちを考えるというのはどういうこと? - (返答なし)
- ・ みんな、あなたがまた同じことを繰り返すのではないかと心配しているのですよ。

求 刑 懲役 2 年

次回判決 9 月 5 日 (水) 13:10 から * * 地方裁判所 * * 支部にて

5 . 公判以後判決までの経過報告

- 8月30日(木) 17:30 **区**総合福祉事務所に連絡をとり、9月5日からの短期入所利用可能の判断を出してもらう。
17:45 町田福祉園(阿部施設長)に電話して、「八王子平和の家」への短期入所の依頼をする。
- 8月31日(金) 11:00 大月警察署にて本人と接見する。
「契約解除通告書(別添)」を示し、9月5日の判決で有罪判決が出たら、**通勤寮との契約が解除になることを伝える。
現在保管している物品、管理依頼されている預貯金の移動に関する「委任状(別添)」に、説明を行い署名してもらう。
- 9月4日(火) 11:00 担当検察官と検察庁にて面会し、「K・Yさんの障害特性と今後について(別添)」を提示し、読み終わった後で補足説明をする。
実刑判決が出された場合の行き先について相談するが、それについて検察は管轄外で刑務官が担当することになる。その後についても、刑務官に伝えた方が良いと言われる。
16:00 町田福祉園・阿部施設長が来園し、9月5日からの短期入所について大丈夫という返事をいただく。明日執行猶予付きの判決が出た場合、即日、八王子平和の家に向かうことになる。
- 9月5日(水) 判決当日。

6. 判決記録

日時 平成19年9月5日(水) 13:10~13:30

場所 **地方裁判所都留支部第一法廷

判決内容

主文 懲役2年執行猶予3年

理由及び事実認定

(強制わいせつ事案であり、10万円程度になる訴訟費用は負担すること)

- ・自己中心的な行為を見過ごすことはできない。
- ・職を失い社会的制裁を受けた。
- ・前科が無い。
- ・100万円の被害弁償を支払った。
- ・法廷で反省のことは述べている。
- ・まだ若いので将来の更正が期待できる。
- ・精神的、肉体的な障害がある。
- ・保護観察を付ける執行猶予です。

7. 判決以後の経過

9月5日(水) 判決後すぐに、「八王子平和の家」に短期入所(9月16日までの予定)する。

- 9月6日(木) 本人同行の上、八王子家庭裁判所保護観察所を訪問し、保護観察官より保護観察についての説明を受ける。
- ・保護観察期間(3年間)保護司に定期的に会う。
 - ・執行猶予期間に警察に捕まれば執行猶予は取り消される。
 - ・決定された住所地の保護観察所に通うことになる。
 - ・遠出するときには保護司に届け出なければならない。
 - ・5回の処遇プログラム(性犯罪)を受ける。

- ・9月19日から保護観察が始まる。
- 9月12日(水) **区**総合福祉事務所から正式な行き先が決定したという報告を受ける。9月14日入所。

【入所先】民間のNPO法人が経営するグループホーム

『所見』 この通勤寮を経営する法人は、知的障害者入所更生施設も経営しておりその施設で受けるべきではないか、と当然のことながら依頼があった際お話をしたが、その施設では経験も無く職員も説得できないとの返事がかえってきた。八王子平和の家だけでなく他の施設も受け入れるべき、と説得するが判決の期日が迫ってきて、ショートステイの枠で八王子平和の家が受け入れることにした。経過報告でもあるように初犯だが18歳のとき同様の事件を起こしている。また、内容が悪質であると判断されるであろうことは予測できるので受け入れ先が無い場合実刑になるであろうと思われ、八王子平和の家で受け入れることにした。『ソーシャルワークとは現実が優先する』するというのが、施設長の思いだけではなく職員全体に定着していないと『シェルター』のような役割を担える施設は生まれてこないのではないかと思われる。また、制度からの評価も必要である。

・「医療少年院から受け入れた事例について」

本人プロフィール

- ・ 性別 男
- ・ 生年月日 平成元年7月11日生まれ(当時17歳現在18歳)
- ・ 障害程度 療育手帳 B2 平成16年再発行 平成鑑別時 WISC- IQ-40 以下 中度の精神遅滞と判定されている。

(生育暦)

実父母は平成4年に離婚し、実母の出奔に伴い、小学2年より児童養護施設、小学4年より知的障害者施設で生活をしていた。児童養護施設在園時より一緒に入園していた実兄と共に粗暴な言動をとったり、物を盗んだりという問題が見られたため、知的障害児施設の入所となった。この施設では、13歳ころから職員に対しても粗暴行為があり網膜はく離の重傷を負わせたこともあった。平成16年8月に他生の両足を持って振り回し、ベッドに頭を殴打させたことと、他生の顔面を殴打したことの2件で障害保護事件として逮捕され、平成16年11月18日に医療少年院に入院となった。

(八王子平和の家に入所までの経過)

少年院に入院して2年以上が経過した今年、粗暴行為はほとんど収まっている。対人関係では、他少年とのやりとりがうまく行かずいらいらすることがあるが暴力に訴えることは無く、ふてくされた表情をみせるが気持ちを抑えている。他少年と関係がうまくいかないと感じると、自ら職員に申し出て他少年との調整や仲介を頼み、トラブルが生じるのを避けるすべを使っている。調子に乗ったり、感情的な口の利き方をしたりして注意を受けることはあるがすぐに素直に改める。最近では以前の施設でみられたような粗暴行為はほとんど改善されている。ただ、帰住先が決まらないので先行きの見通しが持てず自分よりもあとから入院した少年が次々と出院していくたびに自分の出院できないことで心情不安定になってしまう。

千葉家庭裁判所から千葉保護観察所宛に環境調整命令が発出されているが、帰住調整は難航している。その為、少年院で最上級の段階に達している1年になるが出院の見込みは無く入院して2年4ヶ月が経過している。

今年、町田福祉園阿部に、福祉の現在の制度の解説や上記児童他の帰住先として福祉施設利用の可能性についての相談、見立ての依頼があり3回ほど訪問する。この児童は、落ち着いており十分福祉施設的环境〔刺激の多い環境〕でも暮らしていけるものと判断し、八王子平和の家施設長にも面談し八王子平和の家でショートステイの枠でロングステイ（3ヶ月を超えての利用）することになった。現在は、大変落ち着いており少年院にいたころ、おびえているような印象があったが、のびのびしており将来グループホームでの暮らしも考えられる対象となっている。

『所見』

今回は私が少年院に出入りしていた関係で福祉につなげることができたが、少年院、刑務所とも福祉の制度、繋ぎ方等の知識は無く出院を困難にしている。障害者施設を利用する場合は、障害程度区分の判定が必要だが、この少年院は入院中に福祉事務所が来て判定を行っているが、これは区市町村と矯正施設の判断になる。また、未成年で基礎年金がもらえないため生活保護を受ける必要があったが、福祉事務所は拒否し少年院が所在する市が給付するという英断を下したが、これは全くのレアケースで障害程度区分を出した区市町村が生活保護も見るといいことで、障害者施設を利用する場合、生活保護も出身地が出すことに改正されている。

*障害者自立支援法に『自立支援協議会』の設置ということがある。自立支援協議会は、区市町村と都道府県の両方に設置が義務づけられている。様々な役割があるが、困難事例の検討ということも大きな役割のひとつである。そして、区市町村で解決に至らないケースについては都道府県で検討することになっている。ここに少年院や刑務所の出所者で障害を持っている人たちの支援について乗せていけないものかと思う。私の数少ない経験の中からの印象では、少年院は熱心に対応するが、刑務所の場合、個人情報の問題もあるが帰住先については熱心ではなく、報奨金を渡し刑務所から出してしまうという印象がある。身元引き受けも無くお金も無かったとしたら累犯率が7割にもなるのは当たり前であり、犯罪者を作り出しているといっても過言ではないように思える。IQ測定は必ずするわけで、身元引き受けが無く明らかに知的障害のある受刑者の出所の場合、福祉事務所につなぎ、困難事例については支援プランを作り実践者に渡していくというルールが作れないものかと思う。人権への配慮は大事だが、累犯がわかっていながら放置していくことも人権問題であるし、社会的なリスク考えても自立支援協議会をそのような場として育てていくということもひとつのアイデアだと思う。

（3）和歌山県福祉事業団の取り組み

罪を犯した障害者に対する 和歌山県福祉事業団としての今後の方向性～入所授産施設の活用～

和歌山県福祉事業団が管理運営する一施設である由良みのり園は、県下でも数少ない入所授産施設だが、障害者自立支援法施行後、障害程度区分3以下の施設支援対象者ではない人（28/50名）が大半を占めている。

施設の特性からも、中軽度の人が多く、制度の狭間に位置する人、反社会的行為を繰り返す

返す人等、罪を犯す虞のある人が非常に多いのが現実である。

又、由良みのり園の隣には、当事業団が管理運営する中紀福祉センター由良あかつき園（入所更生施設160名定員）があり、そこも由良みのり園同様数名の人が障害程度区分によって、施設支援対象者が減少する見込みになっている。

今後、行刑施設からの出所者や罪を犯す虞のある人たちをサポートし、犯罪を未然に防ぐためには、まずは生活の場を保障し、安定させることが重要となる。

障害がある受刑者の多くは、出所後の生活基盤が脆弱で、それが故に再犯につながる可能性が高くなっている事実もある。

これら2施設の有効活用並びに、これから必要とされる機能のため、由良みのり園の既存の施設を、「生活」「就労」「自律トレーニング」の場としての「社会生活支援センター（仮称）」として、「特化したセーフティネット機能」への位置付けを考え、事業団内でも今後のあり方を模索、協議している。

<事例1>

Aさん 24歳男性

満期で医療少年院出院 罪名：殺人

保護者なし

- ・少年院、保護観察所より出院後の受け入れの相談支援あり
援護市、事業所、関係者とのケア会議実施
出院前の面談
出院後定期的なケア会議を開催
- ・出院時は、先ず生活基盤を安定させることに重点を置く。そのために、当事業団での短期入所事業を利用する。
しかし、他利用者との関係を考慮し、園内での事業利用ではなく、職員住宅の空室を利用する。
生活基盤を安定させると同時に、日中活動の部分で他方人と連携を取り、生活の場と活動の場で支援をする。
- ・2ヶ月間の短期入所事業利用後、市営住宅に単独入居し、現在は居宅介護や権利擁護を利用している。
日中は、作業所の廃品回収等に従事し、1ヶ月30,000円前後の収入を得ている。
- ・再三、圏域の相談支援員を中心に一般就労への働きかけを行うが、本人の事件を話した途端に断られるのが実情であり、未だ一般就労にはつながっていない。
- ・今回、『少年院』からの出院ということから、事前の情報を大変多く提供していただき、短いながらも準備期間を持てたことは、大変良い事例であった。
生活、サポートという点においては、事件後3年以上経過していたが、幼少の頃から本人を良く知る関係者が多くおり、何よりも援護市が中心になってサポート体制を整えたことが、現在の生活の安定につながった大きな要因と考える。
出院後のステップとしては、生活安定の次の大きな課題は就労だが、現状では難しく、足踏み状態は歪めない。

<事例2>

Bさん 21歳男性

保護観察中 罪名：恐喝

恐喝で検挙される以前にも、無免許運転や窃盗（自転車無

断使用)で補導歴有

- ・ 養護学校や援護町より、今後の支援方法の相談あり。
 - ・ 『保護観察期間』という強制力がある期間、先ずは生活基盤を安定させるために、短期入所事業を経て入所施設に入所する。
 - ・ 月2回保護司が来園し、関係者を含めケア会議を行っている。
- ・ 施設入所に対して本人は特に嫌がる様子はなかったが、『保護観察期間』という期限が定まっているための納得でもあると考える。
本人の障害程度区分は2であり、現在利用している事業所は、20年4月新体系移行を予定しているため、その後の本人への支援が重要な課題である。

(4) 更生保護施設の実情

東京実華道場における実情

東京実華道場では療育手帳を所持している中度の知的障害者を受け入れ、福祉施設に繋がった事例があった。親族から「かわりたくない」と引き受けを拒絶され、就労自立も叶わずに入所施設での生活を選択せざるを得なかったケースである。本人は出身地である山梨県には帰らずに、東京で生活するという意思を固めたため「愛の手帳」の取得を試みたが、都の心身障害者福祉センターより更生保護施設入所中であること(ショートステイであり住居として認めない)を理由に申請は受け付けられなかった。結果的には療育手帳の交付元である山梨県の施設に入所することになった。

以下が事例の詳細である。

プロフィール

イニシャル：F
性別：男性
生年月日：昭和58年8月6日(24歳)
出身地：山梨県
家族構成：父・母・兄・妹
IQ相当値：56(言語性IQ55、動作性IQ46以下、全検査IQ40以下)
在所期間：平成19年1月30日～平成19年5月21日

生育環境

山梨県で生まれ両親の元で兄妹とともに生育。
実父からしばしば暴力を受けていたため恐れのある感情がある。
中学から特殊学級。
17歳で療育手帳を取得(B-1判定)し福祉作業所に通所。
19歳時に父からの暴力が激しくなったため家出し野宿生活となる。

就労歴

中学卒業後は父の大工仕事を3年ほど手伝うが、仕事ができないといってしばしば父親から暴力を受ける。
17歳時に福祉作業所に通所し紙折り作業をするが、月に1万7千円ほどの収入しかないのが不満で1年数ヶ月で辞める。その後は、実家でペットの世話をしながら小遣いを貰う生活。

非行・犯罪歴

- 19歳 万引き（缶ジュース1本） 警察注意
- 21歳 窃盗（賽銭泥棒） 懲役1年 執行猶予付（取消）
- 22歳 窃盗（賽銭泥棒） 懲役10月（本件）

当施設入所までの経過

環境調整時点において療育手帳を所持しているとの情報があったので、事前に状況の把握をするため平成18年8月に当施設職員が矯正施設へ赴き本人との面接を実施した。当方の質問をわかりやすく噛み砕いて話せば受け答えは十分できていたので、当施設での集団生活には十分馴染め、就労自立も可能であると判断し受け入れを決定した。

仮釈放当日（平成19年1月30日）は職員が出迎え、当施設に帰住した。

当施設での生活状況

当所に入所して間もなく、派遣会社に登録し仕事に行くも1日出勤ただけで翌日から待機状態となる。その後、施設の協力雇用主である土建会社に行くことになったが給料に見合う仕事ができないとのことで、やはり1日働いただけで解雇となる。その後は求職活動も消極的になり、不就労の状態が続いた。生活面においては同室者から本や菓子を盗んでトラブルになることがあった。

母親には親和していたので本人が何度か手紙を出したところ、暫くたってから施設あてに「本人とはもう関わりたくない」という内容の手紙が届くが、本人に伝えることはできなかった。

本人の就労自立は不可能と判断し、退所先の確保のため福祉施設入所について検討することにした。

施設のとった措置

本人は犬の訓練士になりたいとの希望があったので、パピーウォーカーへの道を探るため本研究会の分担研究者である山本譲司氏に相談し関係者に話を繋いで貰ったものの、遠い道のりであることがわかり断念した。また、福祉施設への入所について研究協力者である赤平守氏に相談し、都内及び近県の入所施設やグループホームを懸命に探していただいた。結果、東京と神奈川の2つのグループホームの情報を提供していただき見学が可能となった。そのうち神奈川県グループホームからは受け入れ可能の回答を得ることができた。

まずは「愛の手帳」の申請を試みるため東京都の心神障害者福祉センターに対し、更生保護施設入所中ということをして伏せて、他県の療育手帳を所持している場合の愛の手帳申請方法を相談すると、今後東京で生活するのであれば各種の福祉サービスが受けることができるので「愛の手帳」を取得すべきとの回答を得た。ところが手続きに向けて話を具体化させたところ、「更生保護施設はショートステイであり入院など同様の扱いとなるため住居として認められず申請は受け付けられない」と対応が変化し、療育手帳の交付元である山梨県 市が援護の実施者であるとの見解を示した。その後、山梨県 市より県内の入所施設の紹介を受けたので、山梨県の施設に赴き面接を受けたところ受け入れ可能との回答を得た。本人は、受け入れ可能となっている神奈川県のグループホームと山梨県の入所施設のいずれかを選択することになったが、山梨県の施設へ面接に行った際に小学校の同級生に会ったことが決め手となり、山梨県の施設に行くことを自ら選択した。

平成19年5月21日に当施設を退所して山梨県の入所施設に転居となった。

東京都心身障害者福祉センターの見解

- ・更生保護施設の位置づけとしては一般論として短期間の入所施設であり、入院などと同様に扱う。
- ・援護の実施者は入所前、入院前の住所地が障害者自立支援法の主体自治体である。
- ・東京都の場合は都が直接判定しているが、他県の場合は福祉事務所が窓口になる。どこの福祉事務所が管轄するのかは自治体相互の話し合いにおいて決定する。

【現在の様子】

山梨県の入所施設で大工見習いに精を出し月に2万円の工賃を得ている。

平成19年9月14日付で障害基礎年金が支給されるようになった。

来年4月頃にはグループホームに移行する予定である。

【まとめ】更生保護施設の制度上の問題点

結局、本人は療育手帳の交付元である山梨県の紹介により施設入所が可能となった。

本ケースでの都の対応は、今後も同様なケースにおいて手帳を必要とする人たちの自立の道を閉ざすことに繋がるものであり、現状においては福祉への橋渡しについて更生保護施設は無力であると痛感した。本ケースでは幸いにして他県の手帳を所持していたことで新たな生活拠点が確保されたものであるが、制度面、運用面について現状が打開されなければ知的障害者の受け入れに積極姿勢をとる更生保護施設が増えることは期待できないと思料される。今後は、都道府県によって異なる申請基準、交付基準が厚生労働省の統一基準として運用されるよう切望する。

D. 考察

(6) その他の実践事例

昨年度に引き続き、罪を犯した障害のある刑務所出所者、少年院出院者たちの帰住調整、また地域との連携についての取り組みを今年度も継続してきたが、ここではいくつかの事例を通して、罪を犯した障害のある人たちの背景にある問題点を検証しながら、今後の課題を考えてみたいと思う。

事例1 K(男性17歳)軽度知的障害者

KはH18年10月、本人が生活していた児童自立支援施設内で職員に対して傷害事件(全治4週間)を起こして、医療少年院入院の審判が下された。一見、全く一般の17歳の少年と変わらず(むしろカッコイイ少年と呼べるかもしれない)話をしてみても口数は少ないが、話の辻褄が合わなかったり、話が突然飛んでしまうということもない。言わば障害者には見えない少年だった。ただ、時折見せる鋭い眼光はだけは、普通の少年のそれとは明らかに違うものを持っていた。生育暦を見ると、父母は彼が幼少期に離婚、父(理容業)に引き取られたが、同居の祖父母との関係がうまく行かず、時折Kが祖父母に暴力を振るうため、止む無く児童自立支援施設への入所が決まったらしい。彼の突発的な行動を精神科医は「反抗挑戦性障害」と診断している。

元々、さほど凶悪な事件ではなく、仮出院の見通しが立ったH19年4月、医療少年院から、Kの父が彼の受け入れに難色を示しているのので、帰住先を探してほしいという旨の依頼があったので、彼の出身地近くの入所施設2箇所に連絡し、面接を受けてもらうことにした。療育手帳は少年院入院後(19年4月)に取得したため、彼自身、自分の知的障害に対する受容、認識はまだ出来ていない上に重度の知的障害者が多く暮らす施設(さらに

平均年齢は40歳近い)は初めての経験であり、彼自身、戸惑いを感じた筈だが、とにかく少年院から早く出たいという一心であったのだと思う。彼は実家により近い施設を選択し、19年7月下旬に仮出院。保護観察の期間をこの入所施設で暮らしている。

Kの障害は軽度発達障害のように特徴が顕著に現れるものではなく、日常の会話レベルでは障害そのものは表面化しづらい。しかし、話を突き詰めてくとはじめの印象よりもかなり知的レベルの発達の遅れが大きいことに気付かされる。ということは周囲の人間も障害への知識がなければ彼の行動が単純に、反抗的とかやる気ない、といった誤解を持ったままの対応をしてしまう危険性が生じてしまうことになる。周囲の支援者には彼の障害特性を的確に捉えた対応が望まれる。

事例2 F(男性24歳)中度知的障害者

Fについては、H19年4月、山本班研究協力者の森山氏(更生保護施設 実華道場)からの協力依頼があって、実華道場に面会に行ったのが初対面であった。更生保護施設の本来的目的の就労に結びつくことが困難で、福祉の支援を探してほしいという依頼だった。窃盗事件を起こして、少年刑務所にいたということだったが、初対面の彼は、非常に大人しく、人の顔を正面から捉えることの出来ない青年だった。(地域の授産施設によくいるタイプの知的障害者と言えるかもしれない)なるほど面接突破が第一関門のように思えた。

しかし、それより何より、気になったのは彼と家族の関係であった。彼は更生保護施設に入居依頼、数回に渡り、家族に手紙を出しているが、その手紙の封は切られているものの、そのままの形で施設に返送されていた。添えられた施設職員に対しての手紙には、わが子を否定する言葉が綴られている。結論とすれば、戻ってきてほしくはないという内容である。しかし、本人はそのような返事が来ていることを知らずにいる。

故郷(家庭)に戻れない以上、彼の生活の場は東京を中心に探す必要がある。彼の能力、生活歴を考えると、大規模な入所施設よりも家庭的なグループホームがいいのでは、と考え、東京多摩地域のグループホーム(犯罪歴のある人も受け入れている)に連絡したところ定員一杯で直ぐの受け入れは不可能の返事。次にグループホームの多い横浜市の相談員Y氏に依頼、グループホームの空状況、また犯罪歴があっても受け入れ可能か等を打診してみたところ、こちらは良い返事をいただいたので早速受け入れ準備に取り組むこととした。本人も見学、面接をして感触はとても良いと感じられた。しかし、最終的に彼が選択したのは、もう一方、実華道場で話を進めていた、彼の故郷近くにある入所施設への入所であった。施設での面接の際、幼なじみに偶然会ったことが、選択の決め手となったとのことだったが、彼の心の中での、家族との関係がどのような変化を見せていくのか、今後の大きな課題となるのではないかと思う。

事例3 T(女性19歳)軽度知的障害

Tは、H19年11月で医療少年院に入所して丸1年になる。知的障害の他に「器質性人格障害」という診断を受けている。この障害に起因するものとして乳児期、実の父親に殴る、蹴る、投げ飛ばされる等の虐待を受け、頭蓋骨骨折、脳室シャント術を受けた経緯がある。その後、父母は離婚、父からの虐待は無くなったが、母親も精神障害があり、ネグレクトの始まり、本人の記憶によれば5歳ころから小学校、中学校を通じて苛めの対象となる。さらに本人にも幻聴等が始まり、小学校5年生ころから、万引き、放火等の行為を行い、虞犯少年となる。これも本人の言葉によれば「一度も友達はできたことがない」という。さらに中2の時、母親が不就労となり、彼女も家出を繰り返すようになる。さらに定時制高校に進学以後は、家出だけでなく、家出先で知り合ったホームレスの手引きで

売春行為を始める。以後、精神病院への保護入院（この間に療育手帳を取得）さらに児童自立支援施設への入所を経て、H18年7月、器物損壊（団地の掲示板チラシにライターで点火、掲示板を消失させた）で医療少年院入院。母親は出院後の引き受けを拒否、まったく面会にも来ない。また、T自身も家族の住む、またいじめを受け続けた、生まれ故郷には帰りたくないという希望であった。

このような状態で帰住地探しの依頼を少年院より受け、事例2の横浜市のY氏、さらに精神障害者生活支援センターのO氏にも協力を願い、帰住調整を行う。ここでの我々の視点は、彼女を障害者としてではなく19歳の一人の女性として社会復帰してもらうことだった。そのため、知的障害者入所施設ではなく、婦人保護施設、グループホーム、一人暮らし等、様々な選択肢を模索した。何よりも彼女が自分自身を価値ある存在として思えるようになってくれること。「一度も友達はできたことがない」という彼女が人間への信頼を獲得してくれることである。

彼女が少年院で正月を迎えることがないよう、現在、多くの関係者に協力を得て、12月の出院を目指している。

事例4 A（男性20歳）軽度知的障害

Aに関する報告は、昨年度、報告した事例1のその後である。AはH19年3月入所中のてらん広場（横浜市）で保護観察を終了した。しかし、彼はその直後4月には窃盗罪で再逮捕されることとなる。後の取調べでは、保護観察終了以前から数回、家宅侵入と窃盗を繰り返していたことが明らかになった。てらん広場は入所施設ではあるが、横浜市という大都市の中、大きな団地に隣接していて、入所者の外出も届出があれば自由に出来る。特に作業等が休みの土日は職員も、入所者の行動を全て把握することは不可能となる。支援する側とされる側の根底にあるのは「信頼関係」のみということになる。

将来、一般企業への就職、一人暮らしを望んでいたAが、何故、同じ犯罪を繰り返したのか。

時折、恋愛や結婚の話題になると「自分なんか・」が口癖だった彼にとって、自分の存在価値を求められるのは犯罪しかなかったのだろうか。「将来は自分の家がほしい」と話していた、彼にとって福祉的就労で得られる収入は夢を実現させるには、程遠い額であるという現実に、身につけてしまった窃盗（150回以上）という犯罪が生きる術だったのか。

以前、彼と外食したとき、15歳から窃盗を繰り返し、少年院に2回入った延べ5年間を「僕は損をしたんです」と言っていた「損」の意味は何だったのか？また、彼が医療少年院入院中に取得した療育手帳が、「障害者として生きること＝将来の可能性を奪うもの」だったとしたら、そして自立生活という大きな目的が、福祉での支援という手段によって歪められてしまったとしたならば、当事者主体という意味を改めて考え直さなければならぬのかもしれない。

結局、犯行時20歳に達していたAは、刑事裁判の結果、懲役3年執行猶予5年の判決を受け再度、てらん広場での生活を続けている。執行猶予の5年間で重く押し掛かっている。

以上の4つの事例を検証してみると、4人には生育暦の中で共通した以下の4つの要素が見えてくる。

生育暦の中での要素

1. 貧困と無知（社会状況・福祉情報を知る心の余裕と術を持つことが出来ない）

基本的に障害者福祉のサービスは申請主義である。生活そのものに追われる状況の中で、また福祉の情報が家族に届く可能性は極めて低く、全く福祉に関しての知識をもてない家族は決して珍しくはない現状がある。

2. 家族関係の崩壊（障害の否定と無理解、虐待、ネグレクト）

障害という言葉自体の持つイメージは家族にとって受け入れがたいものがある。特に中・軽度の知的障害は家族が気づき、障害者として結びつけることが難しく、出来の悪い子、親の言う事を聞かない子として親に疎んじられ、虐げられる可能性が高い

3. 苛め、虐待、偏見、差別（無能な者、弱者として不当に底辺に位置づけられる）

家族関係だけでなく、本来、友人との対等な関係の中から育まれるはずの関係性が成立出来ずに社会性が一方的に奪われる。自分を守るため、不当に低く位置づけられた自分を、受け入れなくてはならなくなる。自信が持てない。

4. 本人の障害（認識、社会性の発達の遅れ）

1～3の要素にあわせて、本人の認識、社会性の発達の遅れが、本人たちの社会生活力を高める力をさらに弱めている。

そしてその 全てが本人の意思とは関係なく起こる

以上の要素を考えてみると、彼らは加害者となる前に、被害者として成長期を送っていることは明らかである。被害者であった者が、どんな時、どんな要素が重なって加害者となっていくのか？それを未然に防ぐことは出来ないのか？少なくとも、苛め、虐待があった時点で、学校や児童相談所が他の要素にもいち早く気づき、他の専門家等との協力体制を作ることができれば、加害者になる以前の被害者の段階で、本人支援ばかりでなく、家族支援にも取り組むことが可能かもしれない。

障害者自立支援法では、地域自立支援協議会が困難事例に対して積極的に取り組むことと、相談支援体制の充実が謳われている。しかし現実には、彼らが被害者としてSOSを発信しているとき、虞犯少年となっているときに、如何に多面的に状況を捉え対応できるか。被害者であるときも、加害者となってしまったときも、彼らの病んでしまった心とその痛みを感受できる支援者をどのように増やしていけるのか、課題は大きい。

E 結論

刑事裁判手続の中に、刑事罰を科す手続とは別の福祉的プログラムを取り入れることにより、犯罪を繰り返す知的障害のある人・発達障害のある人（以下「知的障害のある人等」という。）が単に累犯であることを理由に実刑判決を受けることのないよう、知的障害者等に刑務所等矯正施設外での更生の機会が選択できる仕組みについて検討すべきである。

理由

- 1 罪を犯した知的障害者等に対して、矯正施設内における矯正教育や受刑後の地域社

会における受入先が重要であることは明らかである。

- 2 「受刑中の知的障害者、発達障害者に関する調査」によると、知的障害者等の犯した犯罪の主たる罪名は、窃盗、詐欺（ほとんどが無銭飲食と思われる）、放火となっている。また、数字として表れていなくても、幼児に対する性犯罪もかなりあるのではないかと推測される。
このような犯罪については、責任能力が否定されない限り、過去に前科があれば、たとえ被害が軽微だったとしても、実刑判決を受ける可能性が高い。
- 3 さらに、軽微な事案であることや、刑事責任能力等に問題がある等の理由から、起訴猶予、執行猶予になる知的障害者等については、何らの支援を受けることなく、社会にそのまま戻り、自助努力による生活の再生が求められているのが現状である（もっとも保護観察の制度については、近時、法制度改正が行われている）。
- 4 ところで、少年事件においては、家庭裁判所調査官が関与し、事案の背景や少年の更生のために必要とされる様々な方法を検討し、試験観察によって、少年の更生を見守る手続が整えられている。
- 5 知的障害者等に関しても、累犯ゆえに実刑判決を免れることができないとし、矯正施設内での処遇のみを検討するのではなく、判決と選択的な福祉的プログラムを検討する仕組みを考えるべきである。
少年事件には、家庭裁判所調査官という専門職が裁判所に配置されているように、知的障害者等の事件についても、裁判所に専門職が配置され、福祉的視点に立ったプログラムの検討がされることが理想であろうが、現実的な観点から、福祉の専門家が関与したプログラムを弁護士等が発案し、刑事罰との選択を可能にすることが考えられる。

罪を犯した人に知的障害・発達障害があると認められた場合、
一定の要件の下に（犯罪の形態、内容によって）
専門家の支援が整えられた施設（補導委託先等が参考となる、公的援助をすること）もしくはサポート体制を構築し一定の目標を達成することを条件に社会内の居住先を整える

- 6 刑事裁判の中に福祉的プログラム選択の可能性を取り入れたオーストラリア・ビクトリア州における実践が、一定の成果を上げていることは大いに参考となる。
- 7 福祉的プログラムを選択する具体的指標は、次の通りである。
 - ・知的障害・発達障害のあること
 - ・執行猶予の場合もしくは一定の期限内の実刑（例えば懲役2年程度）であること（起訴猶予事案については、福祉プログラムを強制することはできないので、本人の望んだ場合に限られる）
 - ・一定の罪名に限ること（例えば、窃盗、詐欺、幼児等の連れ回し等未成年者略取罪）
 - ・福祉プログラムの作成には専門家が関与すること
 - ・福祉プログラムによって一定の成果が認められた場合には、判決の言渡しは効力を失う（執行猶予期間の満了と同じ）

最後に

昨年から引き続いて、行刑施設への参観と、裁判への関わりを実施してきた。行刑施設にこだわるのは、大阪府八尾市の事件のように行刑施設での杜撰な処遇ゆえに再犯に結びつく可能性があるからである。刑事裁判は福祉機関が介在することで、刑が軽くなる事例を見てきた。現状を理解することが大切だと思い、継続して関わってきた。

長崎や仙台で実施している合同支援会議が全国で必要である。そして、受刑者の情報を外に出せないということをPFI刑務所に関わりながら感じているので、福祉や更生保護と一体になった出所後支援が必要である。